

横浜市休日一時保育事業実施要綱

制 定 平成 28 年 3 月 31 日 こ保運 第 3633 号(局長決裁)
最近改正 令和 4 年 3 月 31 日 こ保運 第 2029 号(局長決裁)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、日曜・祝日等に、保護者等の就労、疾病、冠婚葬祭への出席等の理由により、保育を必要とする児童を保育するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づく特定教育・保育施設及び第 43 条第 1 項に基づく特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。ただし、特定教育・保育施設のうち幼稚園、特定地域型保育事業者のうち家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を除く。）で実施される休日一時保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 日曜等

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日のうち、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除いた日をいう。

(2) 年末

12 月 29 日、30 日及び 31 日をいう。

(3) 年始

1 月 1 日、2 日及び 3 日をいう。

(4) 区長

実施施設が所在する区の区長をいう。

(5) 福祉保健センター長

実施施設が所在する区の福祉保健センター長をいう。

(6) 利用者

事業を利用する児童の保護者等をいう。

(7) 事業実施者

保育所等を経営する者で、事業を実施するものをいう。

(個人情報保護)

第 3 条 事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理すること。

2 事業実施者は、前項の個人情報を、事業の実施及び児童の福祉向上を図るためにのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。事業廃止後も同様とする。

(関係機関への照会及び情報提供)

第4条 事業実施者は、事業の実施及び児童の福祉向上を図るために必要な限りにおいて、当該児童が利用する他の保育所、認定こども園、幼稚園（給付対象のみ）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に、事業実施日以外の日における保育状況等について照会し、又は当該児童が事業を利用した後、利用日の保育状況等について情報提供することができる。

2 当該児童が利用する他の保育所、認定こども園、幼稚園（給付対象のみ）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業は、事業実施者から当該児童の保育状況について照会を受けたときは、保育実施に必要な情報等を提供するものとする。特に、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱（以下「障害児等要綱」という。）に規定する児童である場合には、必ず横浜市休日一時保育事業児童・家庭状況調書（第1号様式）の利用確認書備考欄に必要な記載を行うこと。

3 利用者は、第18条から第21条に規定する手続きを行うことで、事業実施者が行う前項の照会及び情報提供について同意したものとみなす。

(関係書類の保存)

第5条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存すること。

(関係法令等)

第6条 本要綱に定めのない事項は、児童福祉法及び関係法令・通知等に定めるところによるものとする。

第2章 事業の実施

(実施主体)

第7条 この事業の実施主体は、事業実施者とする。

(事業内容)

第8条 事業内容は次のとおりとする。

- (1)横浜市一時保育事業実施要綱第4条第1項第1号から第3号のいずれかの要件により、日曜等、年末及び年始に保育を必要とする場合に、当該児童を保育する事業。
- (2)保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業及び横浜保育室を利用中の児童(横浜市休日保育実施要領に規定する休日保育の利用承諾決定した児童を除く)が、日曜等、年末及び年始に保育を必要とする場合に、当該児童を保育する事業。

2 事業実施者は、前項各号に掲げる事業の全てを実施するものとする。

(対象児童)

第9条 本事業の対象児童は、前条に該当する0歳から就学前(就学猶予中の場合を含む。)の児童とする。

2 児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとする。

(実施施設の要件)

第10条 本事業を実施する保育所は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 社会福祉法人等が設置する、本市に所在する保育所等であること。

(2) 事業を担当する職員として、保育士が1人以上配置されていること。

(3) 職員について

ア 事業実施責任者

本事業を統括し管理する者として事業実施責任者を置き、事業に従事しない場合においても、常時連絡が取れる体制を確保すること。

イ 配置すべき職員

保育従事者を配置すること。

ウ 必要となる保育従事者

常に2人以上であること。ただし、保育所等においては受け入れ人数の状況により、次の基準を満たすこと。ただし小規模保育事業においては、職員配置は小規模事業の事業類型に応じ、横浜市家庭的保育事業等の整備、運営等の基準に関する条例(平成26年条例第47号)に規定するとおりとする。

(ア) 乳児(0歳児) 3人につき保育従事者1人

(イ) 1歳児 4人につき保育従事者1人

(ウ) 2歳児 5人につき保育従事者1人

(エ) 3歳児 15人につき保育従事者1人

(オ) 4歳以上児 24人につき保育従事者1人

エ 有資格職員の数

必要となる保育従事者の2分の1以上、かつ最低1人は保育士の資格を有していなくてはならない。

オ 保育士資格を持たない保育従事者

保育士資格を持たない保育従事者は、都道府県、市町村又は都道府県知事若しくは市町村長の指定した研修事業者が実施する研修を受講するものとする。

(4) 保育時間

1日8時間以上開所することとする。ただし、この時間帯を含み、この時間帯の前又は後に延長して保育を実施することができる。

(5) 保育内容について

ア 保育内容

保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づき、児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意すること。また、健全な心身の発達を促すため、健康状態、遊び、昼寝等につき、児童の個別的な状況に配慮した内容とすること。

イ 保護者との連携

保護者と確実に連絡が取り合える体制を整えること。保育内容について、理解協力を得られるようにすること。

ウ 食事

衛生面に十分注意して、適切に食事及びおやつ等を提供すること。

エ 健康診断等

職員に対しては年 1 回以上健康診断を行うこと。

オ 保健衛生

必要な医薬品等を常備すること。また、密接に医療機関との連携を図ること。

カ 防犯体制

不審者の侵入防止などの対策を整備すること。また、児童の送迎を行う者の確認を徹底すること。

(事業の実施日)

第 11 条 事業の実施日は、日曜等、年末及び年始とする。ただし、事業の利用予定者がいない日については実施を要しない。

(事業実施日の特例)

第 12 条 事業実施者は、日曜等、年末及び年始において事業を実施しない日を設ける場合は、事業を実施しない日を設ける月の 2 か月前まで、休日一時保育未実施日届（第 7 号様式）により、区長に届け出ること。ただし、4 月及び 5 月に日曜等において事業を実施しない日を設ける場合は、事業を実施しない日がある月の前月 5 日までに、区長に届け出ること。

(事業の開始)

第 13 条 新たな事業実施者は、事業を開始しようとする月の前月 10 日までに、横浜市休日一時保育事業実施届（第 8 号様式）により、区長に届け出ること。

(事業実施内容の変更)

第 14 条 事業実施者は、事業の実施内容を変更する場合は、実施内容を変更しようとする月の前月 10 日までに、横浜市休日一時保育事業実施内容等変更届（第 9 号様式）により、区長に届け出ること。

(事業の廃止)

第 15 条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする月の前月 10 日までに横浜市休日一時保育事業廃止届（第 10 号様式）により、区長に届け出ること。

2 事業を廃止するにあたっては、市と十分な協議を行うこと。

3 事業を廃止するにあたっては、事前に利用者へ周知し、利用者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

(こども青少年局長への通知)

第 16 条 区長は、第 13 条から第 16 条に規定する届け出を受理したときは、当該届け出の写しをこども青少年局長に提出することとする。

第 3 章 事業の利用

(児童・家庭の状況等の把握)

第 17 条 事業実施者は、安全で安心な保育を提供するために、オリエンテーションを実施するなどにより、児童及び家庭の状況等の把握に努めること。

2 利用者は、初回利用の前又は初回利用申請時に、横浜市休日一時保育事業児童・家庭状況調書（第 1 号様式）を事業実施者に提出するとともに、実施施設が保育を実施するうえで必要となる児童及び家庭の状況等について、情報提供するよう努めるものとする。特に、障害児等要綱に規定する児童である場合や、配慮が必要な事柄がある場合には、必ずその旨を知らせ、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている児童については、その写しを提出すること。

(児童・家庭の状況等の変更)

第 18 条 利用者は、前条による児童・家庭の状況等について変更が生じた場合、又は事業を利用する見込みが無くなった場合は、横浜市休日一時保育事業児童・家庭状況調書内容変更等届（第 2 号様式）により、速やかに事業実施者に届け出ること。

(利用者の記録の整備)

第 19 条 事業実施者、福祉保健センター長及び市長は、対象児童について利用者の記録を整備し、その事由、利用日時、保育期間等を明らかにしておくものとする。

(利用申請)

第 20 条 利用者は、利用したい日時・理由等を緊急な場合を除いて、原則として利用を希望する日の 7 日前までに、事業実施者の定める方法により、申請するものとする。なお、年末年始保育については、事業実施者が定める日（利用希望日から最大 14 日前まで）までに申請するものとする。ただし、事業実施者は利用申請の締め切り日を過ぎた場合でも、受入が可能であれば、引き続き申請を受け付けること。

2 利用者は、利用申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに事業実施者に届け出ること。

(利用の可否の決定)

第 21 条 事業実施者は、利用申請を受理したときは、この要綱及び利用希望日の受入れ状況等に基づき審査し、次に掲げるとおり利用の可否を決定する。

(1) 承認

本要綱に定める対象児童の要件に該当し、かつ利用希望日の受入れが可能な場合、利用を承認する。

(2) 保留

本要綱に定める対象児童の要件に該当する場合であっても、利用希望日の受入れ状況等の理由により利用ができない場合は、利用を保留する。

(3) 不承認

本要綱に定める対象児童の要件に該当しないと認められるとき、又は利用希望日の受入れ状況等の理由により利用ができない場合は、利用を不承認とする。

(利用不承認の特例)

第 22 条 事業実施者は、事業の利用を承認した利用者が、利用日 3 日前を過ぎてからの辞退、又は利用当日に登園しないなどの行為を繰り返し、他の利用者の利用を阻害していると認められる場合は、予め当該利用者に通告したうえで、利用を差し止めることができる。

2 前項の場合、当該利用者は、改めて第 18 条に規定する手続きを行った後でなければ、事業を利用することはできない。

(利用の可否の通知)

第 23 条 前条の決定を行ったときは、事業実施者は利用者に通知するものとする。

2 保留の決定を行った場合で、その後の申し込み状況等の変化により利用可能となったときは、事業実施者は、当該利用者にその旨を通知するものとする。

(費用負担)

第 24 条 利用者は、事業の利用にあたって、事業実施者の定める方法により、利用料（給食・おやつ代及び延長時間を設定している場合の延長利用料を含む。以下同じ）を、利用日以前、又は利用当日に、事業実施者に支払う。

2 利用料等は、別表第 2 に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。

3 事業実施者は、利用料以外の費用の徴収については、保育の実施に必要な不可欠なものに限り、実費の範囲内で利用者に負担を求めることができる。この場合、必要な費用の内容、金額等を予め明示した上で、利用者の理解を得るよう努めること。

4 事業の利用を辞退しようとする保護者は、事前に事業実施者に申請するものとする。利用申込をした利用者が、事業実施者が定めた期日までに辞退の申請をすることなく利

用しなかった場合には、事業実施者はあらかじめ利用者の同意を得たうえで、その利用申込の内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等（給食・おやつ代、延長時間を設定している場合には延長利用料及び夜間一時保育時間を設定している場合には夜間一時保育料を含む。）の額を上限として、利用者からキャンセル料を徴収することができる。

（費用負担の減免）

第 25 条 事業実施者は、次の各号いずれかに該当する利用の場合、前条第 1 項に規定する利用料等（ただし、給食・おやつ代についてはこの条の規定に限り除外）について、全額を減免すること。

- (1) 本市在住の児童であって、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯、又は直近の市民税が非課税の世帯に属する児童であること。
- (2) 本市在住の児童であって、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 6 条 1 項の認定を受けている者又は公的年金給付を受給しているひとり親等で、同法第 9 条から第 11 条までに規定する支給の制限のうち、全部の支給の制限とならない政令で定める所得額の者が監護する児童であること。
- (3) 本市在住の児童であって、事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児と確認できた児童であること。なお、多胎児のうち 1 人での預かりについても対象とする。また、多胎児のきょうだいは対象外とする。

2 前項の減免を受けようとする利用者は、前項各号に該当することを証する書面を利用日より前または利用日当日に事業実施者に提出すること。また、事業実施者は、当該書面の写しを第 3 号様式に添付して市長に提出する。ただし、考慮すべき事情等で提出が利用日後になった場合については、市長が認めた場合のみ減免を適用する。ただし、利用日の属する年度に限ることとし、既に支払った利用料等は減免の対象とはならない。

3 第 1 項第 1 号に定める生活保護法による被保護世帯については、前項に定める手続きにより、減免対象となった日から第 1 項に定める減免を適用する。なお、前項ただし書きの規定に関わらず、既に支払った利用料についても減免の対象とする。

（費用負担の特例）

第 26 条 利用者が利用日の 3 日前を過ぎて利用を辞退した場合、又は利用当日に登園しなかった場合に係る利用料について、事業実施者は、利用申請の内容に基づく利用料の全額又は一部を、利用者に請求することができる。

2 事業実施者は、当該利用に係る利用料を事前に受領している場合、その全額又は一部を、前項の請求に充てることができる。

第 4 章 助成金等

(助成金)

第 27 条 市長は、事業の実施に要する経費について、次の各号に掲げるとおり助成する。

(1) 基本助成

事業実施に最低限必要となる経費として、事業を実施する日数及び開所時間に応じて、別表第 3 に掲げるとおり助成する。事業を実施する日数には、利用者がいなかった日を含めない。

(2) 利用児童加算助成

第 10 条第 3 号の規定による保育従事者の適正な配置を確保するため、毎月の延べ利用児童数の年齢別内訳及び開所時間に応じて、別表第 4 に掲げるとおり助成する。

(3) 被保護世帯・市民税非課税世帯等減免分助成

第 25 条第 1 項第 1 号の規定による利用料等の減免があった場合、別表第 2 に掲げる額を上限とし実施施設が実際に減免した額を助成する。

(4) ひとり親世帯等減免分助成

第 25 条第 1 項第 2 号の規定による利用料等の減免があった場合、別表第 2 に掲げる額を上限とし、実施施設が実際に減免した額を助成する。

(5) 事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児減免分助成

第 25 条第 1 項第 3 号の規定による利用料等の減免があった場合、別表第 2 に掲げる額を上限とし、実施施設が実際に減免した額を助成する。

(6) 障害児等受入加算助成

市長は、保育児童の処遇向上を図るため、障害児等要綱に規定する児童の利用があった場合、別表第 5 に掲げるとおり助成する。

(7) 多胎児受入加算助成

市長は事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児の利用があった場合、別表第 6 のとおり助成する。

2 前項第 2 号の助成は、別表第 2 に定めるガイドラインの上限額を超える利用料金を設定している事業実施者は助成対象外とする。

(利用状況の報告)

第 28 条 事業実施者は、事業の利用状況について、横浜市休日一時保育事業利用状況報告書（第 3 号様式）により、翌月末日までに市長に報告すること。

(助成金の状況報告)

第 29 条 事業実施者は、事業の利用状況等に基づく毎月の助成金額について、横浜市休日一時保育事業助成金状況報告書（第 4 号様式）を、翌月末日までに、市長に提出すること。

(助成金の請求)

第 30 条 事業実施者は、事業実施に係る助成金について、横浜市休日一時保育事業助成金請求書（第 5 号様式）により、次の各号に定めるとおり市長に請求する。

(1) 上半期（4 月～9 月）終了後、上半期分について 10 月 15 日までに請求する。

(2) 当該年度終了後、下半期（10 月～3 月）分について 4 月 15 日までに請求する。

(差額の報告と請求)

第 31 条 基本助成及び他の助成の額が遡及して変更となった場合には、横浜市休日一時保育事業助成金差額内訳報告書（第 12 号様式）により、第 31 条に規定する請求が完了している助成金との差額について、市長に報告し、横浜市休日一時保育事業助成金差額（追加）請求書（第 13 号様式）により、市長に請求する。

(助成金の経理)

第 32 条 事業実施者は、本要綱に基づく助成金を受領したときは、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 12 年 2 月 17 日 厚生省社援第 310 号通知）に基づき、適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

(助成金の返還等)

第 33 条 市長は、助成金の交付を受けた者が、前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの助成金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる助成金の交付を差し止めることができる。

(実施結果報告書の提出)

第 34 条 事業実施者は、事業を実施した年度が終了したとき、又は事業を廃止したときは、横浜市休日一時保育事業実施結果報告書（第 6 号様式）により、区長に事業の実施結果を報告すること。

2 前項の報告の提出期限は、事業を実施した年度が終了したときは翌年度 4 月末日、事業を廃止したときは事業実施最終月の翌月末日までとする。

(障害児等受入加算助成の加算区分の申請)

第 35 条 事業実施者は、第 27 条第 4 項に規定する児童の利用があった場合は、その児童が本市の保育所等を利用中でないときは、横浜市休日一時保育事業障害児等受入加算適用申請書（第 14 号様式）に、障害児等要綱に規定する児童状況書（同要綱第 1 号様式）及び児童状況確認書（同要綱第 2 号様式若しくは第 2 号様式の 2）並びに障害児等要綱に規定された児童については各手帳の写しを添付して、福祉保健センター長に対し、障害児等受入加算助成の適用を申請する。なお、本市の保育所等を利用中であれば、横浜市休日一時保育事業障害児等受入加算適用申請書（第 14 号様式）のみを用いて申請し、

区分については、障害児等要綱で決定されたものと同様とする。

- 2 本市の保育所等を利用中で障害児等要綱に規定する障害児保育教育対象児童等の保育士・教諭の加配区分の認定を受けていない児童については、助成対象としない。
- 3 当該児童が翌年度も引き続き事業を利用する場合は、新年度に改めて適用を申請すること。

(障害児等受入加算助成の助成区分の決定)

- 第 36 条 福祉保健センター長は、前条の申請を受けたときは、障害児等要綱の規定に準じて、別表第 5 に掲げる障害児等受入加算助成の区分を決定する。なお、本市の保育所等を利用中で、横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱における障害児等受入加算支給対象児童の場合は、本事業においても同様の区分で決定すること。
- 2 福祉保健センター長は、前項の決定をしたときは、横浜市休日一時保育事業障害児等受入加算助成適用決定通知書（第 15 号様式）により、事業実施者に通知する。また、事業実施者は、当該通知書の写しを第 3 号様式に添付して市長に提出する。
 - 3 障害児等受入加算助成の支給開始日は、福祉保健センター長が決定する。ただし、利用日の属する年度に限ることとする。

(助成条件)

- 第 37 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 16 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出すること。
- なお、事業実施者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。
- また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

附 則

(施行)

- 第 1 条 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(横浜市休日保育事業実施要綱の廃止)

- 第 2 条 本要綱の施行に伴い、横浜市休日保育事業実施要綱は廃止する。

(経過措置)

- 第 3 条 本要綱施行の際、廃止前の横浜市休日保育事業実施要綱に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。
- 2 本要綱の適用日前の休日保育の利用に係る助成金の支給の取り扱いについては、なお従前の例による。
 - 3 本要綱施行の際、改正前の横浜市休日保育事業実施要綱の規定により作成された様式

は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

- 4 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(利用申請)

- 第4条 本要綱第20条における「年末年始保育については、事業実施者が定める日（利用希望日から最大14日前まで）までに申請するものとする。」については、平成31年4月28日（日）から5月6日（月）の大型連休中の保育にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登園自粛要請期間の延べ利用児童数について)

- 1 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う市からの登園自粛要請により、利用者の減少した事業実施者のための支援として、第28条第1項第1号で掲げる事業を実施する日数及び同項第2号に掲げる延べ利用児童数の算定方法は、それぞれ次のとおり取り扱う。

(1) 事業を実施する日数

令和元年4月から6月各月の事業を実施する日数と、令和2年4月から6月各月の事業を実施する日数を、各月毎に比較し、多い年度の月の事業を実施する日数を、令和2年4月から6月各月の事業を実施する日数とみなす。

(2) 延べ利用児童数

令和元年4月から6月各月の延べ利用児童数と、令和2年4月から6月各月の延べ利用児童数を、各月毎に比較し、多い年度の月の延べ利用児童数を、令和2年4月から6月各月の延べ利用児童数とみなす。

- 2 前項各号の算定方法により変更になった事業を実施する日数及び延べ利用児童数の取扱いは、第31条に掲げる基本助成及び他の助成の額が遡及して変更となった場合に準ずるものとする。

- 3 この要綱は、決裁日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 削除

別表第2

利用料等のガイドライン（上限）として、次のとおり定める。

また、被保護世帯・市民税非課税世帯等減免分助成、ひとり親世帯等減免分助成及び事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児減免分助成の額は、実際の利用料と、次の各区分に掲げる額のうち、いずれか低いほうの額とする。

区分		利用料	備考
全日分	3歳未満児	3,300円（1人・1日あたり）	原則保育時間（9時～17時）において、6時間を超えて利用があった場合に適用
	3歳以上児	1,800円（1人・1日あたり）	
時間分	3歳未満児	420円（1人・1時間あたり）	原則保育時間内の利用が6時間以内の場合、及び延長時間帯に適用
	3歳以上児	230円（1人・1時間あたり）	
給食・おやつ代		400円（1人・1日あたり）	給食・おやつ等を提供した場合の徴収額

※給食・おやつ代には、18時30分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含まない。

別表第3

基本助成の額は、事業を実施する日数に応じて、次の各区分に掲げる額とする。

なお、事業の開所時間により、8時間実施施設又は11時間実施施設の単価を適用する。

基本助成	助成額（実施1日あたり）	
	8時間実施施設	11時間実施施設
	21,230円	28,570円

8時間実施施設：事業実施時間が8時間の施設

11時間実施施設：事業実施時間が8時間を超える施設

別表第4

利用児童加算助成の額は、毎月の延べ利用児童数の年齢別内訳に応じて、次の各区分に掲げる額とする。

なお、事業の開所時間により、8時間実施施設又は11時間実施施設の単価を適用する。

利用児童加算助成	助成額（延べ利用1人あたり）	
	8時間実施施設	11時間実施施設
	5,280円（3歳未満児）	5,930円（3歳未満児）
	2,500円（3歳以上児）	2,820円（3歳以上児）

別表第5

障害児等受入加算助成の額は、要支援の程度により、次の各区分に掲げる額とする。

区分	配置	児童1人あたり(日額)
A区分	1:1相当	9,180円
B区分	2:1相当	6,700円
C区分	3:1相当	4,350円

別表第6

事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児の利用があった場合、次に掲げる額を助成する。

児童1人あたり(日額)
300円